令和８年（フ）第１７５９号
名古屋市中村区栄生町16番20号
破産者　合同会社モトプラン
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４８０９号
大阪府大東市新田本町８番59号
破産者　ティ・アイ・シィ計測器工業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０１９号
大阪府池田市石橋１丁目15番９号
破産者　株式会社大桜水産
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３５９号
大阪府東大阪市足代２丁目７番27号
破産者　株式会社ＨＩＤＥ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５６５号
大阪市西区靭本町１丁目９番15号
破産者　株式会社ｙａｍａｔｏｙａ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６８号
大阪府松原市天美東３丁目500番地101区画
破産者　株式会社月詠水産
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６９７号
大阪府大阪狭山市大野台六丁目17番４―201号
破産者　有限会社システムウェイブ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１号
熊本市東区花立二丁目16番13号
破産者　株式会社ファンラボ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０５２号
東京都昭島市拝島町１丁目18番19―104号
破産者　竹間加代子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２８号
東京都町田市鶴川３丁目８番地38鶴川ハイツⅡ―202
破産者　坊下　正俊
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２６号
東京都八王子市楢原町1472番地４オリエンタル・アーク302号
破産者　坂井　建太
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５６号
愛知県名古屋市中村区北畑町一丁目28番地
破産者　株式会社プライム・システム・リソーシズ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５７号
三重県四日市市中川原２丁目１番２号　有料老人ホーム花水木、住民票上の住所三重県三重郡川越町大字豊田577番地１　ヴィラ富洲原３－２
破産者　水谷　直樹
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
三重県員弁郡東員町城山三丁目27番４
破産者　株式会社堀田鉄工
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１７１号
三重県員弁郡東員町城山３丁目27番４
破産者　堀田　典史
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第６６９号
大阪府高槻市栄町一丁目２番９―218号
破産者　有限会社西尾メディカルサービス
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１３７号
広島県尾道市御調町丸河南35番地12
破産者　株式会社Ｎエージェンシー
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第１０６３号
福岡市西区石丸一丁目18番14―106号
破産者　ライフアシスト合同会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１号
福岡市中央区高砂二丁目６番４号第10上村ビル７Ｆ
破産者　株式会社アドバンス
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８５１号
福岡市博多区麦野五丁目５番６―502号
破産者　ＲｅＦｌｉｐ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９６号
神奈川県三浦市南下浦町金田17番地５
破産者　株式会社大誠
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部